

令和2年5月7日

認可保育園施設長  
認定こども園施設長 各位  
施設利用児童の保護者

宇多津町長 谷川俊博



## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛期間の延長について

日頃より、子どもたちの保育、教育並び各施設の運営につきましてご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、現在、宇多津町において令和2年5月10日まで登園自粛を要請しておりましたが、以下のとおり自粛期間を延長することとなりました。

ご家庭で子どもの面倒を見ることができる方については、登園を自粛していただき、御家庭での保育にご協力くださいますよう、お願いいたします。

なお、仕事を休むことが困難な方など、ご家庭で子どもの世話ができない方については、これまでどおり、施設をご利用いただけます。

なお、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主向け）」、「小学校休業対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」の休業補償の対象をなることを申し添えます。

### 記

#### 1. 家庭保育の協力をお願いする施設

認可保育施設、認定こども園等

#### 2. 家庭保育の協力をお願いする期間

令和2年4月14日（火曜日）から令和2年5月31日（日曜日）まで

状況によっては延長の可能性もあります。

#### 3. 0～2歳児クラスの利用者負担額（保育料）について

本町在住の方で、認可保育施設等に在園する0～2歳児クラスについては、登園自粛をお願いする期間中に登園を控えた場合（欠席した場合）、利用者負担額（保育料）の軽減措置（日割り計算※）を行います。

※当初、日割り計算の対象となる条件は「臨時休園等が5日を超えたとき」でしたが、現在は撤廃されており、4月14日から自粛期間終了日までが軽減措置対象日となります。

お問い合わせ先  
宇多津町保健福祉課  
Tel.0877-49-8003